

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="250 544 958 614">宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可申請の手引き</p> <p data-bbox="349 1166 862 1236">令和8年4月 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課</p>	<p data-bbox="1279 544 1986 614">宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可申請の手引き</p> <p data-bbox="1377 1166 1890 1236">令和6年3月 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課</p>

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【目次】	【目次】
1. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要・・・・・・・・・・ 1	1. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要・・・・・・・・・・ 1
1-1 工事の許可の趣旨・・・・・・・・・・ 1	1-1 工事の許可の趣旨・・・・・・・・・・ 1
1-2 宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況・・・・・・・・ 2	1-2 宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況・・・・・・・・ 2
1-3 許可を要する工事・・・・・・・・・・ 3	1-3 許可を要する工事・・・・・・・・・・ 3
1-4 許可を要しない工事・・・・・・・・・・ 4	1-4 許可を要しない工事・・・・・・・・・・ 4
1-5 みなし許可について・・・・・・・・・・ 6	1-5 みなし許可について・・・・・・・・・・ 6
2. 工事の技術基準及び設計資格者・・・・・・・・・・ 7	2. 工事の技術基準及び設計資格者・・・・・・・・・・ 7
2-1 特定盛土等に関する工事の技術基準・・・・・・・・・・ 7	2-1 特定盛土等に関する工事の技術基準・・・・・・・・・・ 7
2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準・・・・・・・・・・ 8	2-2 土石の堆積に関する工事の技術基準・・・・・・・・・・ 8
2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計資格者・・・・・・・・・・ 9	2-3 資格を有する者の設計対象工事、設計資格者・・・・・・・・・・ 9
3. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等・・・・・・・・・・ 10	3. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等・・・・・・・・・・ 10
3-1 住民への事前周知・・・・・・・・・・ 10	3-1 住民への事前周知・・・・・・・・・・ 10
3-2 許可申請書作成要領・・・・・・・・・・ 11	3-2 許可申請書作成要領・・・・・・・・・・ 11
3-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領・・・・ 18	3-3 擁壁等に関する工事及び公共施設用地の転用の届出書作成要領・・・・ 18
3-4 許可申請手数料・・・・・・・・・・ 19	3-4 許可申請手数料・・・・・・・・・・ 19
3-5 <u>標識の掲示</u> ・・・・・・・・・・ 20	(新設)
3- <u>6</u> 工事の変更許可申請・・・・・・・・・・ 20	3- <u>5</u> 工事の変更許可申請・・・・・・・・・・ 20
4. 検査・定期報告・・・・・・・・・・ 21	4. 検査・定期報告・・・・・・・・・・ 21
4-1 中間検査・・・・・・・・・・ 21	4-1 中間検査・・・・・・・・・・ 21
4-2 完了検査・・・・・・・・・・ 21	4-2 完了検査・・・・・・・・・・ 21
4-3 定期報告・・・・・・・・・・ 21	4-3 定期報告・・・・・・・・・・ 21
5. 届出が必要となる工事・・・・・・・・・・ 23	5. 届出が必要となる工事・・・・・・・・・・ 23
5-1 特定盛土等規制区域における新規工事・・・・・・・・・・ 23	5-1 特定盛土等規制区域における新規工事・・・・・・・・・・ 23
5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出・・・・ 26	5-2 規制区域指定の際、規制区域において行われている工事の届出・・・・ 26
6. 問合せ先・申請窓口・・・・・・・・・・ 27	6. 問合せ先・申請窓口・・・・・・・・・・ 27
7. 様式等一覧・・・・・・・・・・ 28	7. 様式等一覧・・・・・・・・・・ 28

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後 改正前

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

- 1-1~2 略
- 1-3 許可を要する工事
(中略)

許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (1,2を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (1,2を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超かつ 高さ1m超 となるもの (1~4を除く)
--------------------------------	--------------------------------	---	---	---

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超かつ 高さ1m超 となるもの
--	---

※盛土全体ではなく、高さが1m超となる部分の面積

- 1-4~5 略
- 2 略
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等
 - 3-1 略
 - 3-2 許可申請書作成要領
(中略)

特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書

<許可申請に必要な書類>

No.	種類・内容	政省令
1~5 略		
6	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書(別記様式第三) ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 ・直近3年の所得税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書(参考様式1) 【申請者が法人の場合】	省令第7条第1項第7号~第9号

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

- 1-1~2 略
- 1-3 許可を要する工事
(中略)

許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に 行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (1,2を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (1,2を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超かつ 高さ1m超 となるもの (1~4を除く)
--------------------------------	--------------------------------	---	---	---

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超かつ 高さ1m超 となるもの
--	---

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

- 1-4~5 略
- 2 略
- 3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等
 - 3-1 略
 - 3-2 許可申請書作成要領
(中略)

特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な図書

<許可申請に必要な書類>

No.	種類・内容	政省令
1~5 略		
6	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書(別記様式第三) ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 ・直近3年の所得税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書 【申請者が法人の場合】	省令第7条第1項第7号~第9号

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後					改正前																																												
<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書（別記様式第三） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 (2)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 ・直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書 <u>(参考様式1)</u> 					<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画書（別記様式第三） ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)住民票の写し若しくは個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し又は氏名・住所を証する書類 (2)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 ・直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 ・工事の許可に係る誓約書 																																												
7～14略					7～14略																																												
<p><許可申請に必要な図面（省令第7条第1項第1号）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>図面の種類</th> <th>明記すべき事項</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>排水施設の平面図</td> <td>排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称</td> <td>1/<u>500</u>以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6～13略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考	1～4略					5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/ <u>500</u> 以上		6～13略					<p><許可申請に必要な図面（省令第7条第1項第1号）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>図面の種類</th> <th>明記すべき事項</th> <th>縮尺</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>排水施設の平面図</td> <td>排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称</td> <td>1/<u>50</u>以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6～13略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考	1～4略					5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/ <u>50</u> 以上		6～13略				
No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考																																													
1～4略																																																	
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/ <u>500</u> 以上																																														
6～13略																																																	
No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考																																													
1～4略																																																	
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/ <u>50</u> 以上																																														
6～13略																																																	
<p><土石の堆積について> (中略)</p> <p>土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書</p> <p><許可申請に必要な書類></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種類・内容</th> <th>政省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）</td> <td>省令第7条第2項第5号～</td> </tr> </tbody> </table>					No.	種類・内容	政省令	1～3略			4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）	省令第7条第2項第5号～	<p><土石の堆積について> (中略)</p> <p>土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図書</p> <p><許可申請に必要な書類></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>種類・内容</th> <th>政省令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）</td> <td>省令第7条第2項第5号～</td> </tr> </tbody> </table>					No.	種類・内容	政省令	1～3略			4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）	省令第7条第2項第5号～																						
No.	種類・内容	政省令																																															
1～3略																																																	
4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）	省令第7条第2項第5号～																																															
No.	種類・内容	政省令																																															
1～3略																																																	
4	工事主の資力・信用に関する書類 【申請者が個人の場合】 ・資金計画書（別記様式第五）	省令第7条第2項第5号～																																															

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後					改正前					
		<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 直近3年の所得税の納税証明書 工事の許可に係る誓約書 <u>(参考様式1)</u> <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金計画書(別記様式第五) 登記事項証明書 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 工事の許可に係る誓約書 <u>(参考様式1)</u> 	第7号				<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 直近3年の所得税の納税証明書 工事の許可に係る誓約書 <p>【申請者が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資金計画書(別記様式第五) 登記事項証明書 役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類 直近3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書 工事の許可に係る誓約書 	第7号		
5～12略					5～12略					
<許可申請に必要な図面>					<許可申請に必要な図面>					
No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考	No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考	
1～2略					1～2略					
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置	1/ <u>500</u> 以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための 	3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置	1/ <u>50</u> 以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための 	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

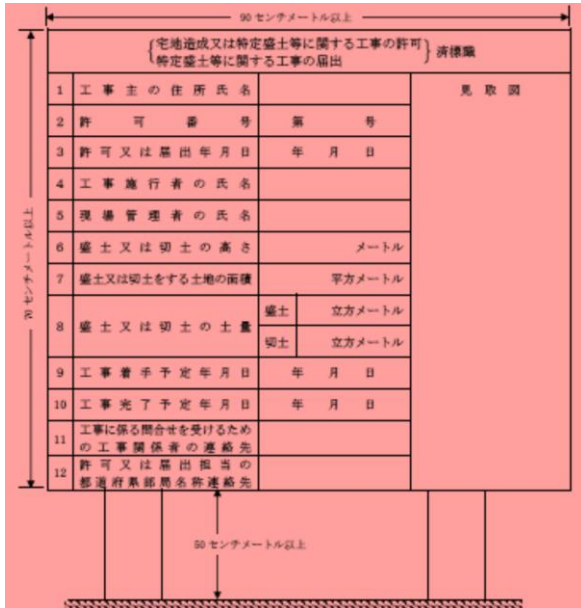
改正後					改正前				
		の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。			の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容		措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面 図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/ <u>500</u> 以上		4	土地の断面 図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/ <u>50</u> 以上	
5～7略					5～7略				

3-3、4 略

3-5 標識の掲示（法第49条）

工事の許可を受けた工事主、又は法第27条に基づく届出をした工事主は、必要な事項を記載した標識を掲げなければなりません。なお、開発許可によるみなし許可の場合においても、標識の掲示は必要となります。

<宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識>



3-3、4 略

(新設)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後	改正前																
<p><u>〔注意〕</u></p> <p><u>(1) 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</u></p> <p><u>(2) 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間等をそれぞれ記入してください。</u></p> <p>3-6 工事の変更許可申請（法第16条、第35条）略</p> <p>4 検査・定期報告</p> <p>4-1 中間検査（法第18条、第37条）</p> <p>特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施工中の中間検査を実施します。</p> <p>中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。</p> <p>(1) 中間検査が必要な特定工程 <u>(法第18条第1項、政令第24条1項)</u></p> <p>盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程</p> <p><u>(2) 中間検査合格証の交付を受けた後でなければすることができない工程 (法第18条第1項、政令第24条1項)</u></p> <p><u>(1) の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程</u></p> <p>(3) 中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模（法第18条第4項、政令第23条）</p> <p>< 中間検査の対象規模 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>中間検査が必要な規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宅地造成又は特定盛土等</td> <td>①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの</td> </tr> <tr> <td>⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 中間検査の申請期間（省令第45条、第75条）</p> <p>(1) の特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に申請してください。</p> <p>4-2、3 略</p>	行為	中間検査が必要な規模	宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの	④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの	⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの	<p>3-5 工事の変更許可申請（法第16条、第35条）略</p> <p>4 検査・定期報告</p> <p>4-1 中間検査（法第18条、第37条）</p> <p>特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、以下に示す特定工程を含む場合に、施工中の中間検査を実施します。</p> <p>中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工することができません。</p> <p>(1) 中間検査が必要な特定工程</p> <p>①盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程</p> <p>②①の排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程 (新設)</p> <p>(2) 中間検査が必要な宅地造成及び特定盛土等の規模（法第18条第4項、政令第23条）</p> <p>< 中間検査の対象規模 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>中間検査が必要な規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">宅地造成又は特定盛土等</td> <td>①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの</td> </tr> <tr> <td>④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの</td> </tr> <tr> <td>⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中間検査の申請期間（省令第45条、第75条）</p> <p>(1) の特定工程に係る工事が完了した日から4日以内に申請してください。</p> <p>4-2、3 略</p>	行為	中間検査が必要な規模	宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの	④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの	⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの
行為	中間検査が必要な規模																
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの																
	②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの																
	③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの																
	④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの																
	⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの																
行為	中間検査が必要な規模																
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの																
	②切土で高さ5m超の崖を生ずるもの																
	③盛土と切土を同時に行い、5m超の崖を生ずるもの																
	④崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの																
	⑤盛土又は切土の面積が2,000㎡超かつ高さ1mを超えるもの																

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引き 新旧対照表

改正後					改正前				
5. 届出が必要となる工事 5-1 特定盛土等規制区域における新規工事（法第27条第1項） （中略） 特定盛土等規制区域における土石の堆積の届出に必要な図書 <必要な書類（省令第58条第2項）> 略 <必要図面>					5. 届出が必要となる工事 5-1 特定盛土等規制区域における新規工事（法第27条第1項） （中略） 特定盛土等規制区域における土石の堆積の届出に必要な図書 <必要な書類（省令第58条第2項）> 略 <必要図面>				
No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考	No.	図面の種類	明記すべき事項	縮尺	備考
1～2略					1～2略				
3	土地の平面図	<u>方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</u>	1/500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ <u>空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。</u>	3	土地の平面図	<u>方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置</u>	1/2,500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ <u>植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。</u> ・ <u>擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。</u>
4	土地の断面図	<u>土石の堆積を行う土地の地盤面</u>	1/500以上		4	土地の断面図	<u>盛土又は切土をする前後の地盤面</u>	1/2,500以上	・ <u>高低差の著しい箇所について作成すること。</u>
5～6略					5～6略				
7	求積図	<u>届出</u> の対象となる土地の面積	1/500以上		7	求積図	<u>許可申請</u> の対象となる土地の面積	1/500以上	
5-2 略					5-2 略				
6 略					6 略				